

○農林水産省、厚生労働省、  
環境省、経済産業省、令第二号

進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一條第二項第二号ハ及び第十三條第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促

令和六年三月二十九日

財務大臣	鈴木 俊一
厚生労働大臣	武見 敬三
農林水産大臣	坂本 哲志
経済産業大臣	齋藤 健
環境大臣	伊藤信太郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、  
 農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物		業 種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物		[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の一の項の下欄の口に	別表第二の一の項の下欄の口に	一〇〇分の一〇
[略]	[略]	[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の一の項の下欄の二に	別表第二の一の項の下欄の二に	一〇〇分の三〇
[略]	[略]	[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の一の項の下欄のへに	別表第二の一の項の下欄のへに	一〇〇分の一五
掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のイに	別表第二の二の項の下欄のイに	一〇〇分の五
掲げる業種	[略]	[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のハに	別表第二の二の項の下欄のハに	一〇〇分の二五
掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のニに	別表第二の二の項の下欄のニに	一〇〇分の二〇
掲げる業種			

改 正 前

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物		業 種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物		[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の一の項の下欄の口に	別表第二の一の項の下欄の口に	一〇〇分の五
[略]	[略]	[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の一の項の下欄の二に	別表第二の一の項の下欄の二に	一〇〇分の二五
[略]	[略]	[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の一の項の下欄のへに	別表第二の一の項の下欄のへに	一〇〇分の一〇
掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のイに	別表第二の二の項の下欄のイに	一〇〇分の〇
掲げる業種	[略]	[略]	[略]
掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のハに	別表第二の二の項の下欄のハに	一〇〇分の三五
掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のニに	別表第二の二の項の下欄のニに	一〇〇分の一五
掲げる業種			

		第四条第三号に規定する分別基準適合物		第四条第四号に規定する分別基準適合物	
別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種
一〇〇分の五	一〇〇分の二五	一〇〇分の三五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の二〇
	[略]			[略]	
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	[略]	別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種
一〇〇分の三五	一〇〇分の一五	一〇〇分の三五	一〇〇分の一五	[略]	一〇〇分の二〇
		[略]			
[略]					
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種					
一〇〇分の二〇					

		第四条第三号に規定する分別基準適合物		第四条第四号に規定する分別基準適合物	
別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種
一〇〇分の一〇	一〇〇分の三〇	一〇〇分の三〇	一〇〇分の一五	一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
	[略]			[略]	
別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	[略]	別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	[略]	一〇〇分の一五
[略]					
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種					
一〇〇分の一五					

備考 表中の「」は注記である。  附 則  この省令は、令和六年四月一日から施行する。	別表第三の二(第十一条の三関係) 特定分別基準適合物			別表第三の二(第十一条の三関係) 特定分別基準適合物		
	第四条第六号に規定する分別基準適合物	第四条第四号に規定する分別基準適合物	率	第四条第六号に規定する分別基準適合物	第四条第四号に規定する分別基準適合物	率
第四条第五号に規定する分別基準適合物			第四条第六号に規定する分別基準適合物			
[略]	別表第二の五の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の五	[略]	別表第二の五の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の一〇	
[略]	別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の一〇	[略]	別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の一五	
[略]	別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の一〇	[略]	別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の一五	
[略]	別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の一五	[略]	別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種	$\frac{1}{100}$ 分の二〇	